

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい(表)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、一般社団法人釧路観光コンベンション協会(以下「当社」といいます。)が企画・実施する募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けれます。
- 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、本旅行条件書に定めのない事項は、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- 当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ3日以内に申込金の支払いをしていただきます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。
- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります(以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます)。通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③、契約の成立時期につき第3項(2)、お客様からの契約の解除につき第11項(1)及び旅行代金の払戻しにつき第12項(2)に、特別の定めをしています。

- 通信契約のお申込みの際に、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、「会員番号」、「クレジットカード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- 通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とします。
- 与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別

途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

4. お申込条件

- 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人(親権者等)の同意書の提出が必要とします。
- 中学生以下の未成年者のご参加の場合、成年者の同行がないときは、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障りのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

5. 旅行代金に含まれるもの

- パンフレット、ウェブサイトにも明示した次に掲げるもの。
 - 運送機関の運賃・料金(注釈のない限り鉄道は普通席)
 - 宿泊、食事の料金及びサービス料金・税
 - 旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
 - 添乗員が同行するコースの添乗員経費等
 - その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
- 本項(1)の代金は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ご希望者のみ参加されるオプションツアーの料金
- 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

7. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

8. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情

勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。

10. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。
- 旅行代金が期日までに支払われないうちは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものといたします。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の帰路又は無連絡不参加	旅行代金の100%

11. 旅行開始前の解除

- お客様の解除権
 - お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けいたします。
 - お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第16項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - 第8項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 当社の解除権
 - お客様が期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい(裏)

- c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - d) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e) お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - f) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③ 当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を戻しいたします。

12. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第8項の規定による旅行代金の減額又は第10項から第11項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じた時は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 通信契約を締結したお客様に前号の払い戻すべき金額が生じた時は、当社は提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様当該通知を行った日をクレジットカード利用日とします。

13. 保護措置

- (1) 当社は、旅行中、お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 前号において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

14. 当社の責任

- (1) 当社は当社又は当社が手配を代行させた者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内(手荷物の場合は14日以内)に当社に通知があった時に限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する

損害

- ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物の賠償限度額は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除きお一人様15万円を限度とします。(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

15. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては旅行者1名につき死亡補償金(1,500万円)・入院見舞金として入院数により(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり15万円を上限)に支払います。但し現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含みます。)、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスクに記録された各種データ、その他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (2) 当社が本項(1)に基づく支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において保証金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

16. 旅程保証

当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に下表定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。この場合当社はおお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。ただし、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。尚、当社が旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。又、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるとき、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	旅行開始前：1.5 旅行開始後：3.0
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	旅行開始前：1.0 旅行開始後：2.0
契約書面に記載した運送機関の等級①)又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	旅行開始前：1.0 旅行開始後：2.0
2) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	旅行開始前：1.0 旅行開始後：2.0
3) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	旅行開始前：1.0 旅行開始後：2.0
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	旅行開始前：1.0 旅行開始後：2.0
上記に掲げる変更のうち募集ホームページ、パンフレット又は契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	旅行開始前：2.5 旅行開始後：5.0

17. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

18. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

19. 個人情報の取扱

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

20. 旅行条件の基準

本旅行条件の基準日は令和3年10月14日となります。

(更新日：R3.10.14)

☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

旅行企画・実施

登録番号 北海道知事登録旅行業 第3種611号
 名称 一般社団法人釧路観光コンベンション協会
 所在地 北海道釧路市幸町7丁目7番地
 電話番号 0154(31)1993
 国内旅行業務取扱管理者 米道 直雄
 (一社)全国旅行業協会正会員